

山陽小野田市農業委員会

第2回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

	6	田中 覺
	12	村上 雅彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 2 号 農地法第3条 権利の移動

議案第 3 号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 4 号 現況証明願い

議案第 5 号 農用地利用集積計画

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第2回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日は、お暑い中、御参集いただきありがとうございます。</p> <p>本日から議案の審議決定等を行います。</p> <p>説明に御不明な点があれば、積極的に御発言ください。</p> <p>最初に、私の方からお願いをします。</p> <p>初総会の中で総会の開催時間について御意見がありました。</p> <p>開催時間につきましては、私の方で決めさせていただきます。</p> <p>通常の総会は、今までどおり、午後1時半から開催ということで、御理解をお願いします。</p> <p>本日の欠席委員は田中委員と村上委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は3番中原委員と4番藤井委員をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>なお、辻村委員は、農業委員会法第31条の規定により、議事に参与することができませんので、御退室願います。</p>
局長	<p>(この間、辻村委員退室)</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は3件です。</p> <p>議案第2号番号1について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。申請地は、南支所から東へ約1.0kmに位置する農用地外の農地です。公図は3ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は1ページの番号1のとおりです。</p> <p>本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 9番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>8月5日に事務局2名と緒方委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。場所は野来見地区となります。周辺の状況は雑木や竹が生い茂っておりました。申請地の状況は、休耕中の畑で中央に梅林があり、それ以外は荒廃しておりました。譲渡人は高齢で維持管理が困難なため、譲渡するそうです。譲受人は4743㎡を耕作しており、</p>

農業機械等も揃っていることから耕作可能だと思います。経営規模拡大を目的とした取得になります。以上で現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第2号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

(この間、辻村委員入室)

次に番号2について事務局の説明を求めます。

局長 議案第2号番号2について議案書をもとに説明いたします。

4ページをご覧ください。申請地は、市役所から北西へ約2.7kmに位置する農用地外の農地です。公図は5ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号2のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9番 現地調査報告をさせていただきます。場所は後潟下地区になります。周辺の状況は、前に国道が通っており、周りは住宅地となります。旧高泊農協の横です。申請地の状況は入口の右が畑で、トマトやキュウリなどの野菜が植えてあります。左側は休耕中の畑でした。譲渡人は先程と同様に高齢で維持管理が困難で、後継者もない事から譲渡するとの事でした。譲受人は認定農業者で、後潟地区で、大規模に農業経営をされている方で、農業機械も揃っていることから耕作するにあたり、特に問題はないと思います。以上で報告をおわります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第2号番号2に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号3について事務局の説明を求めます。

局長 議案第2号番号3について議案書をもとに説明いたします。

6ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北へ約2.2kmに位置する農用地内の農地です。公図は7ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号3のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況につきましては、西と南側に河川があり、北側に農道、東側に里芋畑がありました。申請地はきちんと草刈り等が施されており、保全管理中でした。譲渡人は後継者がおらず、維持管理も困難なことから譲り渡すとの事でした。譲受人は 2.5ha を耕作中で農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。なければ私から質問よろしいでしょうか。図面の中に 63 m²の水道用地がありますがこれは何ですか。事務局をお願いします。

局長 簡易水道です。今現在使われているかは定かではありません。

議長 わかりました。あと、図面内のぐるっと回りこんだ黒い線は何ですか。

局長 これは境界です。

議長 わかりました。他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 2 号番号 3 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。

議案第 2 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北東へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、8 ページの番号 1 のとおりです。公図は 10 ページ、土地利用図は 11 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。場所は鴨庄西地区です。周辺の状況は北側は宅地があり、東側と南側が水稻で、西側が地区道となっています。申請地の状況は田で水稻耕作中でした。稲刈り後に着工するとの事でした。雨水処理は南側の田に自然流下で排水します。埋立法面処理は盛土が 50 cm となりますが、一時的な利用になるため、農地

への影響はありません。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については畦畔等で確認しています。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第3号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号2について事務局の説明を求めます。

局長 議案第3号番号2について議案書をもとに説明いたします。

12ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約2.8kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、8ページの番号2のとおりです。公図は13ページ、土地利用図は14ページ及び15ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9番 現地の報告をいたします。有帆地区になります。周辺の状況は雑種地で、駐車場として利用されていました。申請地の状況は保全管理中となっていました。雨水処理に関しては南側水路に排水します。埋立法面の処理は周辺の駐車場と同じレベルまで埋立するとの事で、北側のみ芝貼り処理を行うとの事でした。進入路は県道から市道を通り、当該地に入るようになっていきます。境界につきましては既設構造物で確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

辻村委員どうぞ。

8番 今報告で、既に駐車場として利用されているとの事でしたが転用しているのですか。

9番 周りが駐車場として利用されていました。今回の申請地は保全管理中の農地です。

8番 わかりました。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第3号番号2に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

- 局長 次に番号3について事務局の説明を求めます。
議案第3号番号3について議案書をもとに説明いたします。
16ページをご覧ください。申請地は、市役所から南西へ約1.9kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は、8ページの番号3のとおりです。公図は17ページ、土地利用図は18ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
7番 現地調査報告をさせていただきます。地区は、旧小野田市域の中川となります。周辺の状況は北側にアパートが2棟建っております。東側が宅地で南側は保全管理中の農地と宅地がありました。申請地の状況は畑で、柿やいちじく等が栽培されておりました。雨水処理に関しては、西側水路に排水します。埋立は行いません。進入路の位置は図面左側からで、幅員は6mです。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第3号番号3に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 局長 次に議案第4号現況証明願いについて事務局の説明を求めます。
今月の現況証明願いは1件です。
議案第4号番号1について議案書をもとに説明いたします。
20ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約4.1km、農用地外にあります。
19ページをご覧ください。本件は、昭和54年頃に耕作放棄となり、現在に至っております。すでに山林となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。
次に現地調査報告をお願いします。
- 7番 現地の報告をさせていただきます。申請地は昭和54年に所有者が亡くなり、その後は耕作の用に供されないまま現在に至ったものです。周辺の状況は、北側および西側は既に山林化しております。東側は境内地で、南側は畑と宅地でした。申請地は先程から申し上げていきますとおり、既に山林化しており、農地性はないと思われれます。これ

をもって現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第4号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長

23ページまでを御覧ください。議案第5号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号45番から47番までの3件、4筆、5,732㎡でございます。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第5号は原案どおり決定することとします。

以上で本日の議案の審査はすべて終了しました。

次回の現地調査は、9月4日(金)午前9時から、五十嵐委員、相本委員でお願いします。

第3回総会は、9月10日(木)午後1時30分からで、会場は厚狭公民館2階第1研修室です。

以上をもちまして第2回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時15分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
3 番委員

議事録署名委員
4 番委員